

件 名	平成23年度組織改正（案）について									
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、社会経済情勢が大きな変革期を迎える中、市民・子ども・産業・まちが元気で将来にわたり発展し続ける郷の実現に向けた組織体制の整備に取り組む必要がある。									
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	市民サービスの維持向上や市民の視点に立ったわかりやすい組織の構築を念頭に、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくため、スクラップ・アンド・ビルドによる「組織のスリム化・合理化」に加え、「重要施策の推進体制の強化」や「喫緊の課題への対応」を基本的な方針として、組織改正に取り組む。 組織の新設、再編に関して、必要となる事務分掌条例の改正案を12月議会に提案する予定である。 ◆条例改正案の概要 ○観光部、スポーツ部、国際部、文化部、博物館及び世界文化遺産推進室からなる「文化観光局」を新設 ・賑わいの創出や交流の促進、総合的な情報発信を行い、本市の都市魅力の一層の向上を図る。 ○理財局を廃止し、理財部（契約部に改称）、税務部及び債権回収対策室を財政局に移管 ・財政と財産管理、契約、税等を一元的に管理し、財政運営と資産活用を一体的に推進する。 ○企画部を財政局から市長公室に移管 ・今年度中に予定しているマスタープランの策定に合わせ、政策調整機能と企画立案機能の一元化によるトップマネジメントの強化を図る。 今後、本年度中に策定予定であるマスタープランで示される新たな政策体系への対応についても検討し、詳細を決定のうえ、平成23年4月1日付けで組織改正を実施する予定。									
効 果 の 想 定	[組織数の比較（市長事務部局のみ）] <table><tr><td></td><td>現 行</td><td>改正(案)</td></tr><tr><td>局</td><td>18</td><td>18(±0)</td></tr><tr><td>部</td><td>67</td><td>65(Δ2)</td></tr></table> ※・現行の組織数は平成22年11月1日現在 ・部には担当部長(2)を含む。		現 行	改正(案)	局	18	18(±0)	部	67	65(Δ2)
	現 行	改正(案)								
局	18	18(±0)								
部	67	65(Δ2)								
関 係 局 と の 政 策 連 携	全庁									